

ショートステイ(単独型短期入所生活介護)ご利用料金

介護保険給付サービス料金表 1日あたりの自己負担額(一割)

※原爆手帳をお持ちの方は、介護保険負担部分が減額されます。

介護区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本費用(個室)	491円	609円	660円	732円	805円	877円	947円
基本費用(多床室)	491円	609円	660円	732円	805円	877円	947円
利用日数	10日	13日	26日	27日	34日	36日	39日

算定項目

看護体制加算 I	4単位	1日につき
看護体制加算 II	8単位	
機能訓練体制加算	12単位	
サービス提供体制強化加算 I1	18単位	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	
療養食加算	23単位	
送迎加算	184単位	片道につき
介護職員処遇改善加算 III	月単位×0.33%	1月につき
夜間職員配置加算	13単位	1日につき

介護保険の給付対象とならないその他サービス

(1) 食事の提供に要する費用

段階区分	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階
朝食・昼食・夕食	1,380円	300円	390円	650円

(2) 居住費

段階区分	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階
個室	1,150円	320円	420円	820円
多床室	840円	0円	370円	370円

(3) その他費用

段階区分	金額	備考
洗濯代	300円/回	1ネット
テレビ使用料	100円/日	電気代を含む
持込み家電の電気代	100円/日	1家電製品あたり
衛生消耗品	150円/日	日常生活費として
理美容代	実費	

○利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方

○利用者負担第4段階の利用者であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

○その他詳細については、市町村窓口でお尋ね下さい。



医療法人社団輔仁会

ショートステイおおたがわ

☎082-516-1660

お問い合わせ受付時間
9:00~17:30

広島市東区戸坂山根一丁目24番20号 太田川東ケアセンター2F www.otagawa-hp.com/shortstay stay@otagawa-hp.com